

阿蘇市まちづくり政策アイデア提案事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阿蘇市民が暮らしの中から生まれる現場感覚に溢れる埋もれた政策アイデアを掘り起こすため、市に対して提案できる政策提案制度を設け、市民誰もが市に愛着と誇りを持ち、お互いに支えあいながら市民の市政への参画と協働による開かれた個性的で魅力あるまちづくりを実践していくことを目的とする。

(公募内容)

第2条 公募する提案は、具体的かつ建設的なもので、次に掲げる事項に関するものとする。ただし、施設整備及び道路改良などの大規模な事業は除く。

- (1) 市として取り組むべき事業（事業費の総額が1,000万円未満の見込みとなる事業に限る。以下各号同じ。）に関する事。
- (2) 行政事務事業の見直しに関する事。
- (3) 経費の節減に関する事。
- (4) その他、まちづくりに関する事。

(提案者)

第3条 前条の提案は、次に掲げる者が行うことができる。

- (1) 市内に住所を有する者又は本市に住所を有していた者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

(提案の方法)

第4条 提案しようとする者は、別に定める募集期間内に阿蘇市まちづくり政策アイデア提案書（別記様式。以下「提案書」という。）により、市長に提出するものとする。

(意見書の提出)

第5条 提案書の提出があったときは、市長は、当該提案事項に関する事務を所掌する関係各課に送付する。この場合において、関係各課の所属長は、当該提案に対する意見書（予算措置が必要なものは、概算事業費を含む。）を市長に提出しなければならない。

(審査会)

第6条 提案の採否について審査をするため、「阿蘇市まちづくり政策アイデア審査会」（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、副市長、教育長並びに各部長及びその他、市長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 審査会は、市長が招集し、議長となる。
- 4 審査会は、前条の意見書を考慮して審査を行うものとする。

(審査の基準)

第7条 審査会は、第2条に該当する提案について、次の審査基準に基づき総合的に審査する。

- (1) 公益性 不特定多数の人々の利益につながる事業であること。
- (2) 有効性 市民満足度が高まり、成果・効果が期待できる事業であること。
- (3) 実現性 具体的で実現可能な事業であること。
- (4) 的確性 地域の社会的課題やニーズを的確に捉えた事業であること。
- (5) 協働性 市民と行政の適切な役割分担のもと協働による相乗効果が期待できる事業であること。

(採否の通知)

第8条 市長は、採否の結果について、書面にてその理由を付し提案者に通知するものとする。ただし、第2条に該当しない提案については、その理由をもって不採用の通知に代えることができる。

(提案事業の実施)

第9条 市長は、採用を決定した提案について、事業実施担当課を定め、事業実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 事業実施担当課は、その提案事業の実施状況及び効果等について、市長に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(提案に伴う諸権利)

第10条 この要綱による提案に関するすべての権利は、阿蘇市に帰属するものとする。

(庶務)

第11条 阿蘇市まちづくり政策アイデア提案事業に関する庶務は、総務部総務課秘書政策室において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。